

島田市高齢者保健福祉計画等策定委員会要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく高齢者保健福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画（以下これらを「高齢者保健福祉計画等」という。）を策定するため、島田市高齢者保健福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 高齢者保健福祉計画等の原案に関すること。
- (2) 前号に掲げる事項のほか、高齢者保健福祉計画等の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 介護サービスを提供する事業所又は施設の職員
- (4) 社会福祉又は地域福祉に関係する団体に属する者
- (5) 島田市自治会連合会に属する者
- (6) 島田市保健委員協議会に属する者
- (7) 被保険者（介護保険法第9条に規定する被保険者をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から高齢者保健福祉計画等の策定が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部長寿介護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が

委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。